

平成 17 年 12 月 20 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

協力企業作業員の負傷について

平成 17 年 12 月 19 日午後 5 時頃、定期検査中の当所 2 号機の屋外において、協力企業作業員が復水器*を清掃する装置の配管に設置されている弁の点検作業を行っていたところ、吊り上げた際に弁が横に動き、仮置きしていた別の弁との間に左手人指し指をはさみ負傷しました。

(添付図「協力企業作業員の負傷状況図」参照)

このため、午後 5 時 50 分頃、業務車で病院に搬送しました。

診察の結果、左第 2 指基節骨骨折との所見が得られ、治療を行いました。

また、今後、通院加療することになりました。

今後、同様の作業を行う際には、吊り荷が横に動かないように横振れ防止用ロープの取り付けおよび作業場所の整理整頓を再徹底します。

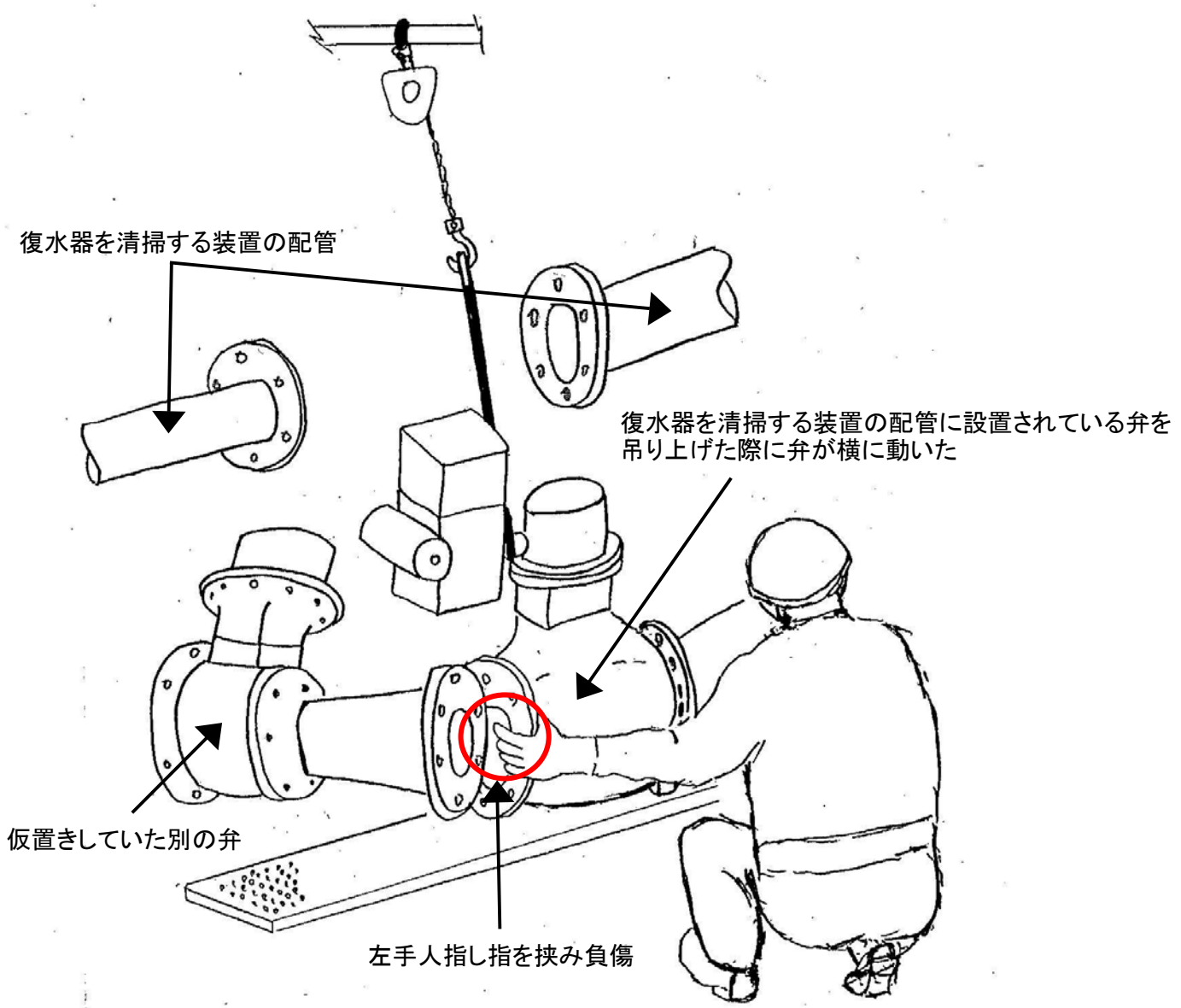
また、今回の事象について事例検討を行い再発防止に努めてまいります。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上

*：タービンを回した後の蒸気を海水により冷却し水に戻す機器。

「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成 15 年 11 月 10 日お知らせ済み）における、区分Ⅲに該当するものとしてホームページに掲載したものです。



協力企業作業員の負傷状況図